

中小企業経営強化税制の証明書発行日付等について

令和8年4月3日

一般社団法人情報サービス産業協会

中小企業等経営強化法に規定する生産性向上設備（ソフトウェア）に関する当協会での工業会証明書の発行について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 工業会証明書の申請日付等について

(1) 工業会証明書の申請日とは

工業会証明書の申請日は設備メーカー（ソフトウェア製造事業者等）が当協会へ証明書発行を依頼した日付となり、証明書（様式1A）の中段右側で設備メーカーが記載した日付が申請日となります（図1および参考1を参照。）。

(2) ソフトウェア取得と申請日の関係

「税制措置・金融支援活用の手引き」（中小企業庁）によれば、工業会証明書の申請日はソフトウェア取得日より前とされていますので、ご注意ください（図2を参照。）。

(3) 経営力向上計画の申請日と証明日の関係

工業会証明書の証明日は、経営力向上計画の行政庁への申請日より前である必要があります。（図2を参照。）

証明書発行には、申請書面の受付後4～6週間程度の期間を要しますので、余裕をもって申請して下さい。なお、事前登録されているソフトウェアの場合は、比較的短期間で証明書発行が可能ですので、なるべく事前登録をご検討下さい。

2. 工業会証明書の年度記載について

「②取得（予定）日を含む年度」が変わると証明書の修正が必要になる可能性がありますので、ご注意ください（図1を参照）。この制度における年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間です。

3. 証明書発行手数料の取扱い

上記のような事情により当協会の責によらずに証明書記載事項（日付、年度等）の修正が必要となった際は有償でお取り扱いいたします（新たな証明書発行と同様の手数料を請求）。

記載事項修正のための発行手続きの際でも、特段の事情が無ければ証明書には原則として発行時の日付を記載いたします。ご希望があれば当初の証明日付による発行にも対応いたしますので、申請時にその旨記載した書面（様式自由、当初の証明書の整理番号と、希望する証明日付を記載のこと）を同封下さい。

（※なお、根拠の無い遡及日付での証明希望はお断りいたします。）

（以上）

(図1) JISA 工業会証明書：様式1A

(JISA 様式1A)

(一社) 情報サービス産業協会 指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input checked="" type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	ソフトウェア
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	
	法人番号 ※法人のみ	
	本社所在地	
	ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)	

「②取得(予定)日を含む年度」が変わると証明書の修正が必要になる可能性がありますので、ソフトウェアの取得予定が年末になる時はご注意ください。

この制度における年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間です。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の 경우에는、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-4
S-GATE 大手町北 6階

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 ●●●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名: _____

担当者氏名: _____

所 属: _____

担当者連絡先(電話番号): _____

※製造事業者等の押印省略可。

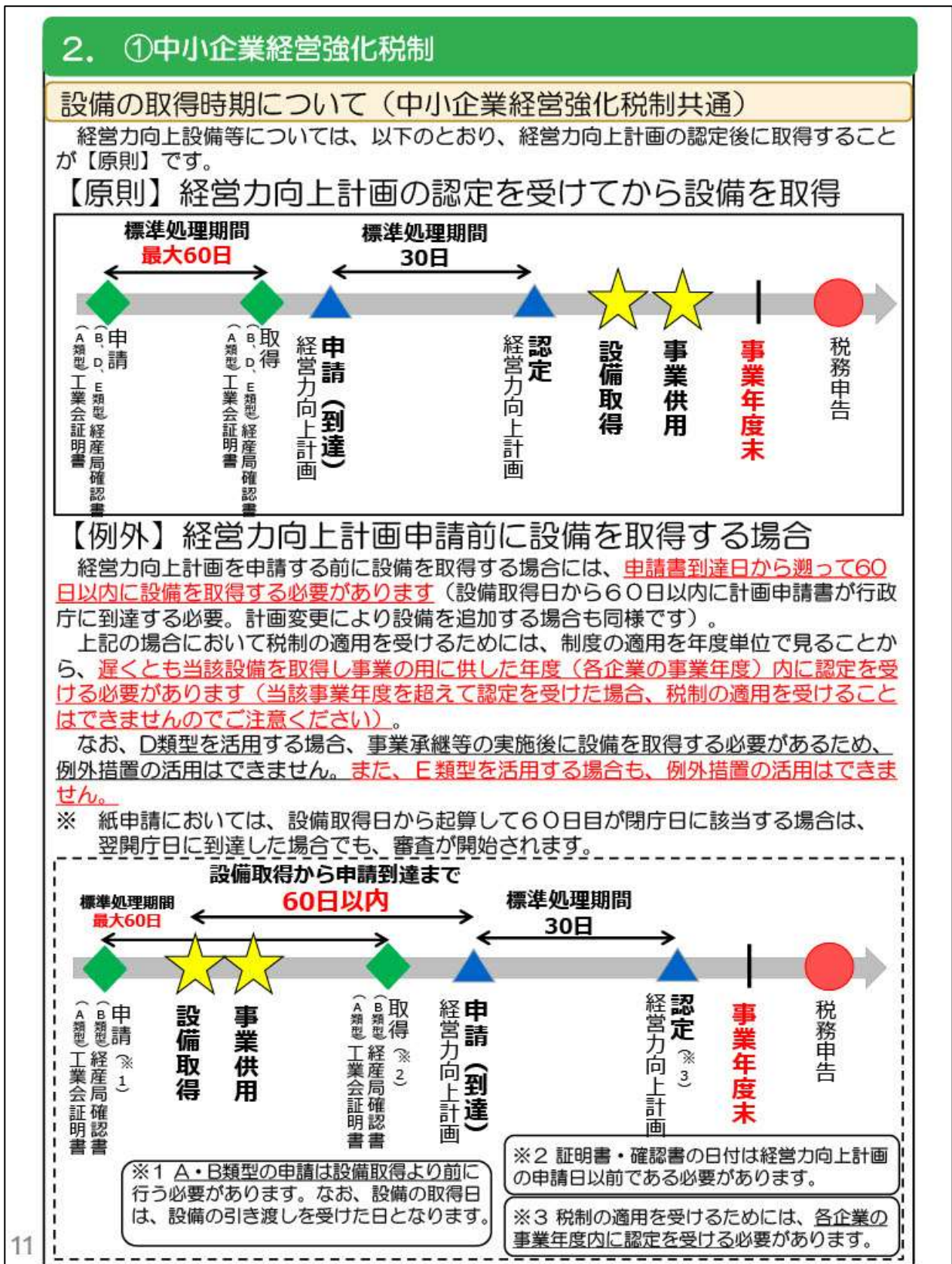
当協会の証明日付記載箇所

工業会証明書の申請日
(ソフトウェア取得日よりも早い日付)

(注3) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。
[本証明書に関する注意事項]
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。
また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

<2025.04>

(図2) 税制措置・金融支援活用の手引き (抜粋)



(参考1) 中小企業経営強化税制に関する Q&A 集 (抜粋)

No	質問	回答
A- 13	工業会等から発行される証明書は、設備を導入する前の日付で発行されたものでなければならないのか。	本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法の認定を受け、その認定後に設備等を取得することが原則の流れとなります。認定の申請に際しては、導入する設備について生産性が年平均1%以上向上することを証明する書類(工業会証明書)を添付する必要がありますので、証明書の発行された日付は認定の申請日 ² 以前である必要があります。
A- 14	工業会証明書の申請日はいつを指すのか。	工業会証明書の申請日は設備メーカーが団体へ証明書発行を依頼した日付となり、証明書(様式1)の中段右側で設備メーカーが記載した日付が申請日となります。

(参考2) 関連資料

○税制措置・金融支援活用の手引き (中小企業庁)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

○中小企業経営強化税制に関する Q&A 集 (中小企業庁)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>

○中小企業経営強化税制の証明書発行案内 (JISA)

https://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/2219/Default.aspx

○中小企業経営強化税制 申請書類ダウンロードページ (JISA)

<https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx>

¹ ソフトウェアの場合は、「設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの」であること。

² 認定の申請日：経営力向上計画の認定申請日。